

**相談者（Aさん）** 去年の九月から役場の町民相談室に室長として勤務しています。法律相談の中で最近離婚問題が増えている印象があるものですから、今日はそれをテーマにしていろいろと教えて下さい。

**弁護士** 離婚は法的な問題であると同時に人間の感情が大きな意味を持つ事柄ですので相談も難しいですね。

**Aさん** 先日は浮気をした夫から、その相手と結婚したいので別れて欲しいと言われていくという妻の相談がありました。夫は別れてくれないなら裁判を提起するとまで言っていて調停を申立てたそうです。

**弁護士** その場合、妻が離婚を承知して協議・調停離婚に応じるならば、それで離婚は成立します。しかしながら妻が離婚したくないという場合に裁判で離婚を請求する場合には極めて難しい問題があります。日本の裁判離婚のシステムは、自分で婚姻の破綻を招いた張本人（これを「有責配偶者」と言います）からの離婚請求は認めないという立場を基本的に採用しているからです。

**Aさん** えっ、そうなのですか。私は別居期間が一年以上になれば離婚請求が認められると思っていました。

**弁護士** 最高裁判昭和六二年九月二日判決が一人歩きしているようですね。この判決は確

が認められなかった場合には、夫婦の実体が無いのかかわらず夫婦で在り続けることになるのでしょうか。

**弁護士** そうなりますね。夫婦の実体も愛情も無い関係なのに法的には夫婦の関係が続くわけであり、それが本当に意味があるのかというような議論もなされています。

**Aさん** 夫が浮気をして離婚となる場合に慰謝料や財産分与といった財産上の問題も生じてくるということでしょうか。

**弁護士** もちろんです。夫が離婚請求している場合には、慰謝料や財産分与による財産上の給付が十分であることが、前記③のとおり離婚が認められるための大きな要件になっています。一方妻から浮気をした夫に対して離婚請求する場合には、同時にこれら慰謝料・財産分与についても裁判で請求していくこととなります。

**Aさん** 芸能人の離婚で慰謝料一億円などという記事を週刊誌で読んだことがあるのですが、そんなに高くなるのでしょうか。一般的な協議離婚の事案でしよすが、一般的に慰謝料と財産分与の別が曖昧なままに報道されていると思います。慰謝料とは精神的損害の賠償ですので、夫の浮気によって離婚せざるを得なくなった妻の苦しみを償う金額になります。慰謝料が判決において一〇〇〇

法律に強くなる！  
連載【まちづくりの法律相談】 第42回

# 浮気をした夫からの離婚請求

に有責配偶者からの離婚請求が認められる場合があると判示しています。しかしながら簡単に認められるのではなく、次のような厳しい三条件をクリアすることが必要なのです。

①夫婦の別居が両当事者の年齢及び同居期間との対比において相当の長期間に及んでい



万円を超えることはあまり考えられません。一億円というような高額な財産給付は内容的に財産分与の意味合いが大きいと思います。財産分与は主として夫婦が婚姻中に形成・維持してきた共同財産を離婚の際に精算・分配するということです。形成した資産が多い場合には分与額も大きくなります。

**Aさん** 独身時代に貯えていたお金とか、結婚してから親の財産を相続して取得した財産は分与の対象になるのでしょうか。

**弁護士** それらは対象になりません。財産分与の対象となるためには、婚姻中に形成・維持してきた財産であることが必要です。相続によるものは婚姻生活とは無関係な取得ですので除かれることになるのです。

**Aさん** 次に親権と養育費について教えてください。先程の夫が浮気した事案で調停の際に

ること

②その間に未成熟の子が存在しないこと  
③相手方配偶者が離婚により、精神的・社会的・経済的に極めて苛酷な状態におかれる等離婚請求を認容することが著しく社会正義に反するといえるような特段の事情が認められないこと

**Aさん** ③の要件はちょっと読んでも解りにくいのですが、典型的なのは、妻が経済的に不利な状況に追いやられないための配慮がなされているような場合でしょうか。

**弁護士** そのとおりです。主として妻の経済的な生活の基盤が確立していないと、いくら別居期間が長くても離婚は認められません。

**Aさん** ①の「別居期間が相当の長期に及んでいる」というのは具体的にどの位の期間をいうのでしょうか。

**弁護士** 従来は三〇年とか二〇年以上の期間が要求されてきました。それが次第に短縮されてきており、最近では一〇年が目安と言われています。もっともこの期間は③の要件等との相関関係で判断される傾向にあり、例えば東京高裁平成一四年六月二六日判決は夫から妻への住宅の財産分与がなされることを前提として、約六年間の別居で夫からの離婚請求を認めました。

**Aさん** 別居期間が足りないとして離婚請求

親権者をどちらにするかが大きな争点になったのだそうです。浮気をしてにおいて自分が親権者になると主張できるのですか。

**弁護士** 離婚原因と親権は必ずしもストレートにはリンクしていません。親権は子どもにとつてどちらの下で生活するのがその成育に資するのかがという、子どもの立場から考えて決めていくこととなります。

**Aさん** 結局妻が親権者になることで話しが進んでいるようですが、養育費の問題として夫は「妻のたつての希望で親権者になるのだから、養育費に頼らずに自分で生計を立てるべきだ」と言つて、養育費を値切ろうとしているのだそうです。とんでもない人ですね。

**弁護士** 養育費については、それを支払う側が「養育費を取られる」という気持ちになることがままあります。しかしながら、よく考えてみれば夫婦は離婚しても子どもと親子であることには変わりがないのです。自分の子どもが健やかに成育することを相手に委ねるために養育費を支払うという前向きな意識が必要だと思えます。

◎執筆 佐藤 裕一（さとう ゆういち）  
弁護士法人杜協同 阿部・佐藤法律事務所 弁護士  
東北大学法科大学院教授 宮城県人事委員会委員